

学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施要領（令和2年4月9日付け2農乳協発第8号）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。<u>加えて、令和2年4月1日に改訂された「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知）の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、地域の感染状況に応じて一部の地域では、休校措置等がとられている。</u>これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じることにより、酪農乳業への影響が生じているところである。</p> <p>このため、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）は、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号。以下「要綱」という。）別添3の第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、これにより全国的な配乳調</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について令和2年3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう政府から要請（以下「要請」という。）されたことを受け、全国的に小中学校等の休校措置がとられ、学校給食用牛乳の供給が停止された。これに伴い、学校給食用牛乳向けの生乳の大規模なキャンセルが発生し、配乳の再調整が生じたことにより、酪農乳業への影響が生じているところである。</p> <p>このため、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）は、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業実施要綱（令和2年3月10日付け元農畜機第7405号。以下「要綱」という。）別添3の第2の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳を処理する取組を支援するとともに、自ら要綱の規定に基づき事業を実施することとし、これにより全国的な配乳調</p>

改正後	現 行
<p>整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>協会は、要請又はガイドラインを踏まえた休校措置等に伴い学校給食用牛乳の供給停止等がされる前に製造された学校給食用牛乳について、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者（以下「乳業者」という。）がやむを得ず廃棄物として処理するために必要な経費を補助する。</p> <p>第2 事業の要件等</p> <p>1 事業対象者</p> <p>乳業者のうち、令和元年度及び2年度に学校給食用牛乳の供給を行っている者とする。</p> <p>2 補助対象経費</p>	<p>整を滞りなく実施する体制を整え、もって酪農乳業の経営継続に資するものとする。</p> <p>この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>協会は、要請を受けた休校措置に伴い学校給食用牛乳の供給が停止される前に製造された学校給食用牛乳について、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する乳業を行う者のうち、令和元年度に学校給食用牛乳の供給を行っている者（以下「乳業者」という。）がやむを得ず廃棄物として処理するために必要な経費を補助する。</p> <p>第2 事業の要件等</p> <p>1 事業対象者</p> <p>乳業者のうち、令和元年度に学校給食用牛乳の供給を行っている者とする。</p> <p>2 補助対象経費</p>

改正後			現 行														
<p>この事業の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。なお、乳業者が給食停止<u>等</u>の前に製造した学校給食用牛乳を、当該乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まないものとする。</p>			<p>この事業の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。なお、乳業者が給食停止前に製造した学校給食用牛乳を、当該乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まないものとする。</p>														
第3～第8〔略〕			第3～第8〔略〕														
附 則〔略〕			附 則〔略〕														
別 表			別 表														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食用牛乳 処理対策</td> <td>学校給食用牛乳の供給停止<u>等</u>が される前に製造された学校給食用 牛乳の廃棄物処理に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>			事業の種類	補助対象経費	補助率	学校給食用牛乳 処理対策	学校給食用牛乳の供給停止 <u>等</u> が される前に製造された学校給食用 牛乳の廃棄物処理に要する経費	定額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食用牛乳 処理対策</td> <td>学校給食用牛乳の供給<u>が</u>停止さ れる前に製造された学校給食用牛 乳の廃棄物処理に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>			事業の種類	補助対象経費	補助率	学校給食用牛乳 処理対策	学校給食用牛乳の供給 <u>が</u> 停止さ れる前に製造された学校給食用牛 乳の廃棄物処理に要する経費	定額
事業の種類	補助対象経費	補助率															
学校給食用牛乳 処理対策	学校給食用牛乳の供給停止 <u>等</u> が される前に製造された学校給食用 牛乳の廃棄物処理に要する経費	定額															
事業の種類	補助対象経費	補助率															
学校給食用牛乳 処理対策	学校給食用牛乳の供給 <u>が</u> 停止さ れる前に製造された学校給食用牛 乳の廃棄物処理に要する経費	定額															
別紙様式第1号〔略〕			別紙様式第1号〔略〕														
別紙様式第1号の別添			別紙様式第1号の別添														
令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施計画			令和 年度学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給緩和対策事業（学校給食用牛乳処理対策事業）実施計画														

改正後								現 行							
学校給食用牛乳処理対策 (単位：kg、円)								学校給食用牛乳処理対策 (単位：kg、円)							
乳業 者名	処 理 数量	処 理 方法	事業費	負担区分		積 算	備 考	乳業 者名	処 理 数量	処 理 方法	事業費	負担区分		積 算	備 考
				機構補助金	その他							機構補助金	その他		
合計								合計							
注：給食停止 <u>等</u> の前に製造された学校給食用牛乳を、乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まれないものとする。								注：給食停止前に製造された学校給食用牛乳を、乳業者が別の食品へ仕向けた際に発生した製造費等は含まれないものとする。							
別紙様式第2号～別紙様式第5号〔略〕								別紙様式第2号～別紙様式第5号〔略〕							

附 則 (令和 2 年 5 月 20 日付け 2 農乳協発第 25 号)

この要領の改正は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。